

宇都宮市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

(設置)

第1条 森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 民間事業者の提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること
- (2) 審査に必要な事項に関すること

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる所属機関団体の同表に掲げる者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事項の処理が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、当該欠員者が所属する機関団体と協議の上、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は宇都宮市経済部次長（農政担当）をもって充て、副委員長は宇都宮市経済部農林生産流通課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、審査にあたり必要に応じて民間事業者等の委員以外の者を委員会に出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、宇都宮市経済部農林生産流通課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

別表（第3条関連）

所属機関団体	役職等
林野庁	関東森林管理局日光森林管理署長の推薦者
栃木県	環境森林部県東環境森林事務所長の推薦者
宇都宮市	経済部次長（農政担当）
宇都宮市	経済部農林生産流通課長